

大崎上島町訪問型サービス(独自サービス) サービスコード表(令和6年6月1日～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目						合成 単位数	算定単位
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の割合				1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1,176単位	日割りの場合	÷	30.4日	39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の割合					2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			2,349単位	日割りの場合	÷	30.4日	77 単位	77
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の割合					3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			3,727単位	日割りの場合	÷	30.4日	123 単位	123
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合				287 単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			179 単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合			220 単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合				163 単位	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の割合			12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の割合			23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の割合			37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問介護サービスである場合			3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2 単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合		2 単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合			2 単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合					所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算						所定単位数の 15% 加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割						所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数						所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域における小規模事業所加算					所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割						所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域に居住する者へのサービス提供加算					所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算						所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割						所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数						所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算					200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)				100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)				200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算					50 単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の 145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)			所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)			所定単位数の 208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)			所定単位数の 200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)			所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)			所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)			所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)			所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)			所定単位数の 158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)			所定単位数の 142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)			所定単位数の 139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)			所定単位数の 121/1000 加算				
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)			所定単位数の 118/1000 加算				
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)			所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)			所定単位数の 76/1000 加算				

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

大崎上島町訪問型サービス(独自/定額)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A4	1001	訪問型サービス(委託・1割負担)	町の独自の基準による訪問型サービス(委託) 事業対象者・要支援1・要支援2	1割負担の利用者の 場合	200	1回につき
A4	1002	訪問型サービス(委託・2割負担)		2割負担の利用者の 場合	400	
A4	1003	訪問型サービス(委託・3割負担)		3割負担の利用者の 場合	600	

大崎上島町通所型サービス(独自サービス) サービスコード表(令和6年6月1日～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目						合成 単位数	算定単位	
種類	項目										
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1					1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割りの場合	÷	30.4日	59 単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2					3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621単位	日割りの場合	÷	30.4日	119 単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで				436 単位	436	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部が8回まで				447 単位	447	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算				-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算				-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割りの場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算				-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算				-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算				-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算				-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割りの場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算				-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算				-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の	5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の	5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の	5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算				-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算				-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算				-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100 単位加算	100	1月につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50 単位加算	50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200 単位加算	200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)				150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)				160 単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	テ 一体的サービス提供加算				480 単位加算	480			
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算				88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援2	176 単位加算				176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅠ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算				72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2	144 単位加算				144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅠ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算				24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2	48 単位加算				48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)				100 単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)				200 単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)				20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)				5 単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40 単位加算	40	1月につき		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)				所定単位数の 92/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)				所定単位数の 90/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)				所定単位数の 80/1000 加算			

A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	64/1000	加算	
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の	81/1000	加算
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の	76/1000	加算
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の	79/1000	加算
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の	74/1000	加算
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の	65/1000	加算
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の	63/1000	加算
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の	56/1000	加算
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の	69/1000	加算
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の	54/1000	加算
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の	45/1000	加算
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の	53/1000	加算
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の	43/1000	加算
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の	44/1000	加算
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の	33/1000	加算

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回 を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798 単位	定員超過の 場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超				59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2		3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超				119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定め る場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部が8回まで	447 単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定単位
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回 を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798 単位	看護・介護 職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠				59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2		3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠				119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21回数・人欠	ロ 1月当たりの回数を定め る場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部が8回まで	447 単位			

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

大崎上島町通所型サービス(独自/定額)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A8	1001	通所型サービスC(直接実施・1割負担)	町の独自の基準による通所型サービス(直接実施) 事業対象者・要支援1・要支援2	1割負担の利用者の 場合	200	1回につき
A8	1002	通所型サービスC(直接実施・2割負担)		2割負担の利用者の 場合	400	
A8	1003	通所型サービスC(直接実施・3割負担)		3割負担の利用者の 場合	600	

大崎上島町介護予防ケアマネジメントサービスコード表(令和6年4月1日～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2		442 単位	442	1月につき
AF	1011	介護予防ケアマネジメントA・高齢者虐待防止措置未実施減算		高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算		438	
AF	1012	介護予防ケアマネジメントA・高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算		-4 単位減算	業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	434	
AF	1013	介護予防ケアマネジメントA・業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	438	
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回	ロ 初回加算		742 単位	742	
AF	1021	介護予防ケアマネジメントA・初回・高齢者虐待防止措置未実施減算		高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算		738	
AF	1022	介護予防ケアマネジメントA・初回・高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算		-4 単位減算	業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	734	
AF	1023	介護予防ケアマネジメントA・初回・業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	738	
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA・委託連携	ハ 委託連携加算		742 単位	742	
AF	1031	介護予防ケアマネジメントA・委託連携・高齢者虐待防止措置未実施減算		高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算		738	
AF	1032	介護予防ケアマネジメントA・委託連携・高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算		-4 単位減算	業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	734	
AF	1033	介護予防ケアマネジメントA・委託連携・業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	738	
AF	1007	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携	ニ 初回加算・委託連携加算		1042 単位	1,042	
AF	1071	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・高齢者虐待防止措置未実施減算		高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算		1,038	
AF	1072	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算		-4 単位減算	業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	1,034	
AF	1073	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	1,038	
AF	1004	介護予防ケアマネジメントB	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2		221 単位	221	
AF	1041	介護予防ケアマネジメントB・高齢者虐待防止措置未実施減算		高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算		217	
AF	1042	介護予防ケアマネジメントB・高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算		-4 単位減算	業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	213	
AF	1043	介護予防ケアマネジメントB・業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	217	
AF	1005	介護予防ケアマネジメントB・初回	ロ 初回加算		521 単位	521	
AF	1051	介護予防ケアマネジメントB・初回・高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算		高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算		517	
AF	1052	介護予防ケアマネジメントB・初回・高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算・業務継続計画未策定減算		-4 単位減算	業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	513	
AF	1053	介護予防ケアマネジメントB・初回・業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	517	
AF	1008	介護予防ケアマネジメントB・委託連携	ハ 委託連携加算		521 単位	521	
AF	1081	介護予防ケアマネジメントB・委託連携・高齢者虐待防止措置未実施減算		高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算		517	
AF	1082	介護予防ケアマネジメントB・委託連携・高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算		-4 単位減算	業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	513	
AF	1083	介護予防ケアマネジメントB・委託連携・業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	517	
AF	1009	介護予防ケアマネジメントB・初回・委託連携	ニ 初回加算・委託連携加算		821 単位	821	
AF	1091	介護予防ケアマネジメントB・初回・委託連携・高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算		高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算		817	
AF	1092	介護予防ケアマネジメントB・初回・委託連携・高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算・業務継続計画未策定減算		-4 単位減算	業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	813	
AF	1093	介護予防ケアマネジメントB・初回・委託連携・業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	817	
AF	1006	介護予防ケアマネジメントC・初回	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2			150	
AF	1061	介護予防ケアマネジメントC・初回・高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算		高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算		146	
AF	1062	介護予防ケアマネジメントC・初回・高齢者虐待防止未実施減算措置未実施減算・業務継続計画未策定減算		-4 単位減算	業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	142	
AF	1063	介護予防ケアマネジメントC・初回・業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算 -4 単位減算	146	

※合成単位数は本体・加算を組み合わせて規定しています。

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用します。